

水質検査結果書

発行番号 D2300587

発行日 2024年 1月 30日

長与町長 吉田 慎一 様

〒851-2211 長崎市長治2-1-8番57号



株式会社 協環

TEL(095)801-2156 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下 弥里

採取場所及び試料名	第2浄水場 平木場配水池系 山田橋		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.39 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 1月 16日	受付年月日	2024年1月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 塩化物イオン	mg/L	16	200 以下	別表第13	1
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3 以下	別表第30	0.3
5 pH値	—	7.7(17.5°C)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
6 味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
7 臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
8 色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9 濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
		以下余白			

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚生労働省令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300588

発行日 2024年 1月 30日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎県東浦郡 宇佐市 8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下 弥里



採取場所及び試料名	第2浄水場 第5配水池水系 南陽台		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.55 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 1月 16日	受付年月日	2024年1月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 塩化物イオン	mg/L	16	200 以下	別表第13	1
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3 以下	別表第30	0.3
5 pH値	—	7.8(18.0°C)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
6 味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
7 臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
8 色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9 濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
		以下余白			

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚生労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300589

発行日 2024年1月30日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎県長門郡2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2156 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下 弥生



採取場所及び試料名	東高田・笠山浄水場 東高田第1号配水池水系 丸尾		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.44 mg/L
採取者	協環 維持理部	区分	引取り
採取年月日	2024年1月16日	受付年月日	2024年1月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	-	検出されない	検出されないこと	別表第2	-
3 塩化物イオン	mg/L	13	200 以下	別表第13	1
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5 pH値	-	7.9(17.8°C)	5.8以上 8.6以下	別表第32	-
6 味	-	異常なし	異常でないこと	別表第33	-
7 臭気	-	異常なし	異常でないこと	別表第34	-
8 色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9 濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
		以下余白			

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300590

発行日 2024年 1月 30日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎市長与2-1-8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下 弥生



採取場所及び試料名	佐敷川内 佐敷川内水系 佐敷川内		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.33 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 1月 16日	受付年月日	2024年1月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 塩化物イオン	mg/L	12	200 以下	別表第13	1
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5 pH値	—	6.8(17.5℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
6 味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
7 臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
8 色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9 濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
		以下余白			

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300591

発行日 2024年 1月 30日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市東浜2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下 弥里



採取場所及び試料名	本川内 本川内配水池水系 本川内		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.43 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 1月 16日	受付年月日	2024年1月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 塩化物イオン	mg/L	8	200 以下	別表第13	1
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5 pH値	—	7.8(17.6℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
6 味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
7 臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
8 色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9 濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
		以下余白			

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚生労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号 D2300592

発行日 2024年 1月 30日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市長与2-2-8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下 研典



採取場所及び試料名	道ノ尾 道ノ尾配水池 道ノ尾		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.48 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2024年 1月 16日	受付年月日	2024年1月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表第13	1
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5 pH値	—	7.8(20.2℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
6 味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
7 臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
8 色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9 濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
		以下余白			

判定

上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15厚生令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。